

# 受益証券等の直接募集等に関する規則

平成 6年 3月17日制定  
平成 7年 2月17日改正  
平成 9年11月 7日改正  
平成 9年12月16日改正  
平成10年11月27日改正  
平成11年 3月23日改正  
平成12年 1月27日改正  
平成12年 2月18日改正  
平成12年12月15日改正  
平成13年 4月16日改正  
平成13年12月21日改正  
平成14年 3月15日改正  
平成14年10月25日改正  
平成16年 3月19日改正  
平成16年 9月15日改正  
平成19年 1月19日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成19年11月16日改正  
平成20年 3月21日改正  
平成20年 9月19日改正  
平成21年 3月19日改正  
平成23年 2月17日改正  
平成24年12月20日改正  
平成25年 3月14日改正  
平成25年 9月18日改正  
平成25年12月19日改正  
平成29年 6月 8日改正  
令和元年 9月12日改正  
令和 3年 5月20日改正  
令和 3年 6月10日改正  
令和 8年 3月19日改正

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、投資信託等正会員（定款の施行に関する規則第2条第15号に定める投資運用会員のうち、同条第11号に定める投資信託委託業者、同条第9号に定める投資法人資産運用業者及び同条第13号に定める委託者非指図型運用業者をいう。以下同じ。）が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の募集若しくは私募（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。）及びその他の業務、自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券又は投資法人債券の募集若しくは私募の取扱及びその他の業務、又は委託者非指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及びその他の業務（以下「直接募集等」という。）に関し、顧客に対する投資勧誘、顧客管理等の必要な事項を定め、直接募集等を公正かつ円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(直接募集等の基本方針)

第1条の2 投資信託等正会員が直接募集等を行う場合は、投資者本位の営業に徹し、誠実かつ公正にその業務を遂行するとともに、この規則の定めるところにより行い、投資者保護に努めるものとする。

## 第2章 投資勧誘

(法令等の遵守)

第2条 投資信託等正会員は、直接募集等を行う場合には、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令及び本協会の諸規則（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。

(勧誘の方針等)

第3条 投資信託等正会員は、健全な投資慣行の確立と適正な勧誘態度の保持に努め、顧客本位に徹して行うため、社内規則を制定し、これを直接募集等の業務に従事する役員及び使用人（以下「営業役職員」という。）に遵守させるものとする。

(自己責任原則の徹底等)

第4条 投資信託等正会員は、顧客に受益証券等（第1条に規定する委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託の受益証券、投資証券並びに投資法人債券をいう。以下同じ。）の取得の勧誘を行う場合には、目論見書等を用い、投資者に対し、商品の性格を十分に説明し、その取得は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるとともに、投資者の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、投資者の意向と実情に適合した募集等を行うものとする。

2 投資信託等正会員は、自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券のうち、新たな投資信託の受益証券の取得の勧誘に当たっては、当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならない。

3 投資信託等正会員は、自ら設定する「レバレッジ投資信託」（投資信託の投資信託財産等の一口当たりの純資産額の変動率を基準指標（特定の指標又は価格をいう。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（2倍以上又はマイナス2倍以下に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託（取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定するものをいう。）に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）の直接募集等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

## 第3章 服務基準

(禁止行為)

第5条 投資信託等正会員の役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 受益証券等について価額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為
- (2) 虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をして勧誘する行為
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (4) 顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (5) 受益証券等を取得することを条件として当該委託業者等の利害関係人が顧客に対して信用の供与を行っていることを知りながら、当該顧客に対して当該受益証券等を取得させる行為
- (6) 顧客カード等により知り得た顧客の資力を超える過大な数量の受益証券等の取得の勧誘をする行為
- (7) 顧客の同意を得ずに当該顧客の計算により受益証券等の直接募集等を行うこと
- (8) 顧客と損益をとともにすることを約して勧誘し又は実行する行為
- (9) 顧客から受益証券等の取得の申込みを受ける場合において、本人名義以外の名義を使用していることを知りながら当該申込みを受ける行為
- (10) 顧客から預託された金銭、保管会社への預託の依頼を受けた受益証券等又は顧客に交付すべき金銭、返還すべき受益証券等及び業務に関する書類を、遅滞なく相手方に引き渡さないこと
- (11) 受益証券等の直接募集等に関して顧客と金銭又は受益証券等の貸借を行うこと
- (12) 職務上知り得た秘密を漏洩する行為
- (13) 受益証券等の乗換え（現に保有している受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は受益証券等の売付けを伴う受益証券等の取得をいう。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと

#### 第4章 顧客管理

##### （顧客の登録）

第6条 投資信託等正会員は、顧客と取引を開始するに当たっては、次に掲げる事項を記載した「顧客カード」を作成し、顧客登録を行うものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地及び連絡先
- (3) 生年月日（顧客が自然人の場合に限る、次号において同じ。）
- (4) 職業
- (5) 投資目的
- (6) 資産の状況
- (7) 有価証券投資の経験の有無
- (8) 顧客となった動機

(9) その他顧客管理及び事務処理上必要な事項

- 2 当該投資信託等正会員が、金商法第29条の規定に基づき第一種金融商品取引業を行うことの登録を受けた投資信託委託会社又は金商法第33条の2の規定に基づき登録を受けた金融機関（以下「登録金融機関等」という。）である場合には、日本証券業協会が定める協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条に規定する顧客カードをもって前項に規定する顧客カードに代えることができるものとする。
- 3 投資信託等正会員は、顧客について顧客カード等により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 4 投資信託等正会員は、顧客カードについて電磁的方法により作成及び保存することができる。

(勧誘開始基準)

第6条の2 投資信託等正会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、自ら設定するレバレッジ投資信託に係る取得の勧誘（当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、投資信託等正会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該取得の勧誘を行ってはならない。

(高齢顧客に対する勧誘による販売)

第6条の3 投資信託等正会員は、高齢顧客に投資信託の勧誘による販売を行う場合には、当該投資信託等正会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる投資信託、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。

(顧客の本人確認等)

- 第7条 投資信託等正会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯罪収益移転防止法」という。）及び関係法令の定めるところにより本人確認等を行わなければならない。また、投資信託等正会員が顧客から受益証券等に係る保管会社（第11条第2項に規定する保管会社をいう。）への保管の依頼を受けた場合も同様とする。
- 2 投資信託等正会員は、犯罪収益移転防止法第8条第1項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、内部監査体制の整備に努めることとする。

(反社会的勢力との取引の遮断)

- 第8条 投資信託等正会員は、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」という。）との取引は行わないものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
  - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
  - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
  - (7) 特殊知能暴力集団等（第1号から第6号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
  - (8) その他前各号に準ずる者
- 2 投資信託等正会員は、既存顧客が反社会的勢力であることが判明した場合には、可及的速やかに取引関係を解消するよう努めるものとする。
  - 3 投資信託等正会員は、反社会的勢力との取引の遮断に際し、何らかの暴力的行為その他の不当な行為等に直面したときは、所轄の警察当局等に連絡するものとする。
  - 4 投資信託等正会員は、前3項に規定する事項を遵守するため、当該事項を盛り込んだ社内規則を整備することとする。

（取引の安全性の確保）

第9条 投資信託等正会員は、新規顧客、大口取引顧客等からの取得の申込みの際には、あらかじめ当該顧客から応募代金等の全部又は一部の預託を受ける等安全性の確保に努めるものとする。

（顧客管理体制の整備）

第10条 投資信託等正会員は、顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準及び顧客管理等に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させるものとする。

2 投資信託等正会員は、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の直接募集等の状況及び営業役職員の営業活動の状況についての的確な把握に努めるものとする。

（投資信託の損益の通知）

第10条の2 投資信託等正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（委

託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。以下この条において同じ。) について、細則の定めるところにより顧客に当該投資信託に係る損益(細則において「トータルリターン」という。)を、直接又は金融商品仲介業者(定款第4条第1項第1号に掲げる金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)を通じて通知しなければならない。

\* 細則第2条

## 第5章 受益証券の保管の預託及び分別管理並びに金銭の分別保管等 (受益証券の保管の預託及び分別管理)

第11条 投資信託委託会社等会員(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等をいう。以下本条及び第12条、第13条、第13条の2において同じ。)は、顧客より保管会社への受益証券の保管の依頼を受けた場合は、当該保管会社へこれを行うことができるものとする。

2 前項に規定する保管会社は、細則で定める保管会社とする。

\* 細則第3条

3 投資信託委託会社等会員は、口座管理機関として振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託受益権について、口座管理機関に関する命令(平成14年内閣・法務・財務令第2号)第2条第1号に基づき、金商法第43条の2第1項及び第2項に規定する方法に準じた方法により、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

4 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する投資信託受益権の分別管理の状況について、口座管理機関に関する命令第2条第1号に基づき、金商法第43条の2第3項の規定に準じた方法により、毎年一回以上定期的に、公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)による監査を受けなければならない。

5 前項に規定する監査は、細則に定める事項を記載した顧客資産の分別管理に係る法令等遵守に関する経営者報告書(以下「経営者報告書」という。)を作成し、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第56号」『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』に定められている公認会計士等による分別管理の法令等遵守に関する保証業務に係る分別管理監査(以下「分別管理監査」という。)とする。

\* 細則第3条の2

6 投資信託委託会社等会員は、前項に定める経営者報告書の作成に当たり、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない。

7 投資信託委託会社等会員は、前項の手続の過程で把握した事項及び手続の結果について記録を作成しなければならない。

8 投資信託委託会社等会員は、公認会計士等による分別管理監査を受け、分別管理監査の結果に係る報告書(公認会計士等から提出される「分別管理の法令等遵守に関する保証報告書」をいう。以下「分別管理監査報告書」という。)を受領したときには、細則に定める様式により、「本協会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム(以下「協会届出管理システム」という。)

による方法で本協会に速やかに届け出なければならない。

ただし、第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方の登録を受けている投資信託委託会社等会員が直接募集に係る顧客からの出資金の預託を第一種金融商品取引業の業務（有価証券等管理業務）として分別管理を行い、かつ、日本証券業協会に分別管理監査報告書を提出している場合に限り、本協会への届出は不要とする。

\* 細則第3条の2

（金銭又は有価証券の預託の受入れの禁止）

第11条の2 投資法人資産運用会社会員（投信法第2条第21項に規定する資産運用会社である正会員をいう。）は、その行う投資運用業に関して、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け入れてはならないものとする。

（金銭の分別管理）

第12条 投資信託委託会社等会員は、顧客から預託を受けた金銭（金融商品仲介業者の顧客が当該会員に預託した金銭を含む。以下同じ。）について金商法第43条の2第2項に規定する方法に準じた方法及び受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則に基づき、自己の財産と分別して保管しなければならないものとする。

2 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する預託を受けた金銭の分別管理の状況について、金商法第43条の2第3項の規定に準じた方法により、毎年一回以上、定期的に公認会計士等による分別管理監査を受けなければならない。

\* 顧客分別金信託に関する細則

3 第11条第5項から第8項は、本条において準用する。

第6章 書面の電磁的方法による提供等の取扱い

（書面の電磁的方法による提供等の取扱い）

第12条の2 投資信託等正会員は、顧客に交付すべき書面若しくは顧客から取得する書面に代えて当該書面に記載すべき事項を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号）第56条、第57条及び第57条の3又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第11条から第12条に定めるところにより電磁的方法により交付若しくは取得することができるものとする。

第7章 雑 則

（店舗借りによる直接募集等）

第13条 投資信託委託会社等会員は、金融機関及び保険会社（以下「金融機関等」という。）の店舗を借りて直接募集等を行う場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

- （1）投資信託の直接募集等のための他と区別された専用のスペースを設けること
- （2）当面、1名は常駐とすること
- （3）書面により次に掲げる事項を開示すること

- イ 預金保険又は契約者保護基金の対象ではないこと
  - ロ 金融機関の預金と異なり元本保証ではないこと、又は保険契約における保険金額と異なり受取金額等の保証はないこと
  - ハ 投資した資産の減少を含むリスクを投資信託の購入者が負うものであること
- (4) 金融機関等の店舗内での投資信託の広告（ポスター、パンフレット等をいう。）の掲示又は配布を行う場合は、当該広告に金商法第37条に規定する事項の表示の他、前号に掲げる事項を記載すること
- (5) 店舗を借りた金融機関等に事務処理を委託する場合には、必要最小限にとどめるものとする

(追加型投資信託の収益分配金による再投資)

第13条の2 投資信託委託会社等会員は、追加型投資信託の収益分配金の再投資（以下「再投資」という。）について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 再投資を行うに当たっては、収益分配金の範囲内で行うものとし、再投資の際に生じる販売単位未満の不足分の立替は行わないこと
- (2) 決算日の翌営業日に行われる再投資に係る追加設定は、決算日翌日の信託財産として運用が可能となるよう速やかに事務処理を行うこと

(営業役職員の届出等)

第14条 投資信託等正会員は、新たに役職員を直接募集等の業務に従事させる場合には、当該役職員の氏名及び当該業務に従事させる日を、細則に定める様式により、協会届出管理システムによる方法で事前に本協会に届け出なければならない。

ただし、新たに直接募集等の業務に従事させる者が日本証券業協会が定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「日証協外務員規則」という。）第4条に掲げる外務員資格の要件を有する場合には、当該役職員の外務員登録済通知書等（氏名及び外務員の職務に従事することができることとなった日が記載されているもの）を添付し、当該役職員が外務員の職務に従事することができることとなった後、速やかに届け出るものとする。

2 前項の規定に基づき営業役職員の届出があった者について、退職等の理由により当該業務に従事しなくなった場合又は氏名に変更があった場合には、細則に定める様式により、協会届出管理システムによる方法で本協会に遅滞なく届け出なければならない。

ただし、当該業務に従事しなくなった者が、同時に日証協外務員規則第4条に掲げる外務員資格を取り消された場合には、当該事実を通知した書面を添付して届け出るものとする。

3 投資信託等正会員は、次に掲げる者を直接募集等の業務に従事させてはならない。

- イ 金商法第64条の6第1項の規定に基づき外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ロ 金商法第64条の6第1項の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられ、その職務の停止期間中である者
- ハ 外務員の登録等に関する規則第7条の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられ、その職

務の停止期間中である者

\* 細則第4条

(細 則)

第15条 本規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第16条 受益証券等の直接募集等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第17条 理事会は、この規則に関する細則及び受益証券等の直接募集等に関する各種ガイドラインの改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成6年3月17日から実施する。

附 則

第5条の改正規定は、平成7年2月17日から実施する。

附 則

第18条及び第22条の改正規定は、平成9年12月1日から実施する。

附 則

第11条第1項の改正規定は、平成9年12月16日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成10年12月1日から実施する。
2. 平成10年11月30日以前に保護預りした受益証券については、平成11年11月30日の間までは従前の規則を適用する。
3. 第4条中「目論見書等」については平成10年11月30日以前の認可を受けた証券投資信託を募集する場合は、平成10年12月1日より平成12年11月30日の間はこれを「受益証券説明書」と読み替えるものとする。

附 則

第11条第2項の改正規定は、平成11年3月23日から実施する。

附 則

第7条第3項の改正規定は、平成12年2月1日から実施する。

附 則

第5章表題と第11条の2、第14条の2の改正規定は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

第1条、第2条及び第11条の2の改正規定は、平成12年12月15日から実施する。

附 則

第17条の新設規定は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年2月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

ただし書き 削除

附 則

この改正は、平成14年10月25日から実施する。

ただし、第6条及び第7条の改正規定は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の施行の日（平成15年1月6日）から実施する。

附 則

1. この改正は、平成16年4月1日から実施する。
2. 削除

附 則

1. この改正は、平成16年10月1日から実施する。  
ただし、この改正規則の実施の際、現に直接募集・解約等の業務を行っている委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等については、平成16年11月1日から適用する。
2. この改正規則の実施の際、現に直接募集・解約等の業務を行っている委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等については、改正規則の適用日現在において直接募集・解約等の業務に従事している者を、遅滞なく届け出るものとする。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成19年9月30日から実施する。
2. 平成14年4月1日付改正に伴う附則ただし書き及び平成16年4月1日付改正に伴う附則2については、平成19年9月30日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）から実施する。ただし、第7条の改正規定は、平成20年3月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。

附 則

この改正は、平成25年12月19日から実施する。ただし、実施の日から起算して3か月を経過する日までの間は、第6条の3中「社内規則を定め」とあるのは、「社内規則を定めるなど態勢の整備に努めるとともに」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この改正は、平成29年6月8日から実施する。

ただし、第11条及び第12条の改正については、平成30年3月31日から実施する。

2 この改正の施行の日前に改正前の規則第12条の規定による公認会計士又は監査法人の監査を受けていた会員については、平成30年3月31日までの間を基準日として実施する監査については、なお従前の例によることができるものとする。なお、その場合の第11条第8項に規定する本会への届出については従前の監査報告書等を提出することができるものとする。

\*改正条項は、次のとおりである。

第1条、第5条、第7条第1項、第8条第1項～第3項を改正

第11条第1項を削除し、第2項から第3項を繰り上げ

第11条第3項から第8項、第11条の2を新設

第12条見出し、同条第2項を改正。同条第3項を新設

第13条の2、第14条第1項、同第2項を改正

#### 附 則

この改正は、令和元年9月12日から実施する。

\*第7条における条ずれの修正

#### 附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第11条第8項、第14条第1項及び第2項

#### 附 則

この改正は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第5条、第10条の2、第12条第1項、第14条第1項～第3項

#### 附 則

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第1条、第1条の2、第2条、第3条、第4条第1項～第3項、第5条、第6条第1項～第4項、第6条の2、第6条の3、第7条第1項及び第2項、第8条第1項～第4項、第9条、第10条第1項及び第2項、第10条の2、第11条第8項、第12条の2、第14条第1項～第3項